宮崎県公報別 冊

令和2年3月30日付けで公表した令和元年度 包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の 結果を参考として講じた措置の状況について

令和3年1月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

委託契約に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

令和元年6月4日から令和2年3月17日までの間に、県の60機関 (108の委託契約)について、監査を実施した。その結果、40機関 (55の委託契約)の95件について、改善の措置を講ずるよう文書で通知 を行った。

該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。 なお、残り14件は、報告があり次第、改めて公表する。

区 分	監査結果	講じた措置報告
指摘事項	4 4	4 4
監査の意見	5 1	3 7
計	9 5	8 1

措置状況一覧表

		指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	所	管	報告書
	区分	内容				ページ
各	論					
L.	総合政	策部				
1):	公用車道	፪行管理業務(特別職専用車両運行管	理業務)委託(秘書広報課)			
	監査の	一者応札の解消について	本委託業務の入札に当たっては、	秘書点	対報課	59
	意見	本委託業務は、一般競争入札を実	入札公告の内容を県ホームページに			
	1-2	施している。過去3年においては、	掲載することに加え、入札参加資格			
		平成28年度が入札参加者数2者、平	のある者全てに電話連絡を行った上			
		成29年度以降は入札参加者が1者の	で、競争性を確保するための一般競			
		みとなっている。担当課によると、	争入札を実施しているところであ			
		今後も一般競争入札を継続する予定	る。引き続き、入札の周知や応募し			
		であるので、今後、一者応札の解消	なかった者に対する不参加の理由の			
		に向けた努力が必要である。	確認など、一者応札の解消に向け努			
			めていきたい。			
_			の放送委託料(UMK・エフエム宮崎)(秘	書広報	段課
<u>⋤</u>	报戦略 3	_, 	T = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1	l		l
		価格の硬直性解消に向けた方策の検 				60
	意見	討		広報戦	找略室	
	1-4	担当課としては、今後も粘り強く	減額は実現できていない。			
		価格交渉を継続する必要がある。こ				
			作費について精査するとともに、番			
			組内容見直し等による委託料の減額			
			について検討するなど、価格の硬直			
		差が生じている点は、価格交渉の材	性解消に努めていく。			
		料に使えるものと思われる。				
	監査の	県政放送の在り方について	県民意識調査では県政番組から県	秘書点	対報課	61
	意見	県としては、視聴習慣にかかわら	政情報を入手している割合が高く、	広報戦	战略室	
	1-⑤	ず県政放送を見ることができる点を	県では現在、県内全ての民放と随意			
		重視しているが、費用対効果の面を	契約を行い、県政番組の放送を行っ			
		考慮して、1度に契約する放送局を	ている。			
		絞るなど、今後県政放送の在り方に	しかしながら、インターネットや			
		対する検討は継続していくことが必	SNSの利用者増加など広報を取り			
		要である。	巻く環境は急速に変化しているた			
			め、今後も県政番組の見直しを含			
			め、県民に対する情報発信のあり方			
			について検討していく。			

	指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	所 管	報告
区分	内 容	神した指直寺		~-
みやざき	・ 5 成長産業人材育成事業(みやざきビ	ジネスアカデミー部門)(産業政策課))	
監査の	一者応募の解消について	競争性と公平性を確保するため、	産業政策課	6
意見	競争性を確保するため、今後も一	仕様書の記載をよりわかりやすく工		
1-6	者応募解消に向けた努力が必要であ	夫するとともに、事前説明会に参加		
	る。具体的には、業者向け説明会に	したが応募しなかった者に対して不		
	参加したが応募しなかった者に対し	参加の理由を聞いたりするなど、一		
	て、参加しなかった理由を確認した	者応募を解消できるよう努める。		
	り、業務仕様が事業の内容に比べて			
	過度に現在の業者に有利ではないか			
	を確認したりするなどである。			
 平成30£	│ ₣度みやざきNPO・協働支援センター	│ ·事業(協働推進事業)委託業務(生活	<u> </u> ・協働・男	 女参
課)				
監査の	一者応募の解消について	業務仕様には、前年度からの継続	生活・協	6
意見	競争性を確保するため、今後も一	性を前提としている要素は見られ	働・男女参	
1-8	者応募解消に向けた努力が必要であ	ず、過度に現在の業者に有利なもの	画課	
	る。具体的には、業務仕様が事業の	になっていないことを再確認した。		
	内容に比べて過度に現在の業者に有	また、例年、「宮崎県庁ホーム		
	利ではないかなどを確認したりする	ページ」や「宮崎県NPOポータル		
	などである。	サイト」などにより、広く応募者を		
		募っており、引き続き募集の周知に		
		努める。		
パソコン	・等ヘルプデスク業務委託(情報政策	課)		
	ン等ヘルプデスク業務委託(情報政策 入札の回数、公示の回数について	課) 監査以降の入札公告において「入	情報政策課	6
	入札の回数、公示の回数について		情報政策課	6
監査の	入札の回数、公示の回数について	監査以降の入札公告において「入 札の回数は、2回を限度とする。」	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約	監査以降の入札公告において「入 札の回数は、2回を限度とする。」	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2	監査以降の入札公告において「入 札の回数は、2回を限度とする。」 の文言を追加し、明示を行ってい	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度	監査以降の入札公告において「入 札の回数は、2回を限度とする。」 の文言を追加し、明示を行ってい	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について	監査以降の入札公告において「入 札の回数は、2回を限度とする。」 の文言を追加し、明示を行ってい	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について は、「宮崎県会計事務の手引き」の	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について は、「宮崎県会計事務の手引き」の 121ページに、「入札の回数は通常1	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について は、「宮崎県会計事務の手引き」の 121ページに、「入札の回数は通常1 件につき2回を限度とし、入札の公 告や指名の通知の中で表示すべきで	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について は、「宮崎県会計事務の手引き」の 121ページに、「入札の回数は通常1 件につき2回を限度とし、入札の公 告や指名の通知の中で表示すべきで ある。」との記載があるが、公示の	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について は、「宮崎県会計事務の手引き」の 121ページに、「入札の回数は通常1 件につき2回を限度とし、入札の公 告や指名の通知の中で表示すべきで ある。」との記載があるが、公示の 中で入札回数については触れておら	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について は、「宮崎県会計事務の手引き」の 121ページに、「入札の回数は通常1 件につき2回を限度とし、入札の公 告や指名の通知の中で表示すべきで ある。」との記載があるが、公示の 中で入札回数については触れておら ず、本来は入札者が辞退しない限り	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について は、「宮崎県会計事務の手引き」の 121ページに、「入札の回数は通常1 件につき2回を限度とし、入札の公 告や指名の通知の中で表示すべきで ある。」との記載があるが、公示の 中で入札回数については触れておら ず、本来は入札者が辞退しない限り 何度でも入札を行う必要があったと	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	6
監査の 意見	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約 先を決定しているが、1度目公示は2 回入札を行ったが不落となり、2度 目の公示では2回目の入札で契約先 が決定した。入札の回数について は、「宮崎県会計事務の手引き」の 121ページに、「入札の回数は通常1 件につき2回を限度とし、入札の公 告や指名の通知の中で表示すべきで ある。」との記載があるが、公示の 中で入札回数については触れておら ず、本来は入札者が辞退しない限り	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	6

	指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	所 管	報告書
区分	内 容	in o /c ii e ()	/// [ページ
2. 総務	部			
②宮崎県	コンビニエンスストア収納事務委託(ネ	税務課)		
監査の	長期継続契約の期間について	契約期間の設定は、意見に記載の	税務課	70
意見	長期継続契約における契約期間は	あるとおり、契約の安定性、価格の		
2-③	3年としているが、これは九州各県	妥当性等を考慮して決定していると		
	の内3県で契約期間を3年としている	ころである。		
	ことからとしているが、今後契約を	コンビニエンスストア収納は、納		
	継続する場合には、3年にこだわら	税者の利便性から利用率が増加して		
	ず、契約の安定性、価格の妥当性等	おり、収納率の向上にも繋がってい		
	を考慮して契約期間を設定することがはまれる。このも、周条例では	ることから今後も継続していく必要 がある。その面では、現時点で当該		
	が望まれる。この点、県条例では、 知事が特に必要と認めた場合以外	業務を委託可能な業者が限られてい		
	は、契約期間は5年を超えることが	ることから契約期間を5年以上とし		
	できない。但し、契約の性質上(契	安定性を図ることが有効である。		
	約が途切れることはできるだけ避け	一方で、キャッシュレス決済の普		
	る必要がある)、知事が特に認めた	及など数年で社会情勢が大きく変化		
	場合として契約期間を5年以上とす	する中において、長期間の契約は価		
	ることも検討の余地があるものと思	格の妥当性等を見直す機会が限られ		
	われる。	てしまう側面もあるため、今後の契		
		約期間の設定についても、5年以上		
		の契約期間も含めて総合的に判断を		
		行う。		

		指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	所		報告書
	区分	内 容	神した相直寺	ולל	E.	~-3
	福祉係	 R健部				
)	「自殺 <i>σ</i>)ない地域社会づくり」に向けた自殺 [・]	予防普及啓発事業(福祉保健課)			
	監査の	企画コンペの審査方法について	令和2年度から、審査時に、評価	福祉保	健課	79
	意見	平成30年度は2者の応募があり、	配分点 (1点から5点) を3点未満と			
	3-①	審査結果表を見ると審査に参加した	した項目については、その理由を記			
		6名の合計得点の高い会社に委託先	載するよう審査票に記載欄を追加す			
		が決定されている。しかし、審査結	ることとした。			
		果の個人ごとの得点を見ると6名中4				
		名が選定されなかった会社の得点を				
		高く採点していた。合計得点の高い				
		者を選定することは一つの合理的な				
		選定基準であるが、今般のように採				
		点者の過半数が高い得点をつけた先 				
		が選定されないというケースに備				
		え、現状以上に採点の客観性・公平				
		性を確保する点から選定理由につき				
		説明できるようにしておく必要があ				
		ると考える。				
\ _	누나나 18 18		 			
Ē		きがい者スポーツ振興業務(障がい福 安恁起生についる	T	座よい	· 수급 수리	0.1
		実績報告について	委託先団体は、千円未満の端数を		`価祉	81
	意見 3-②	横重調音に添加されている事業系 績報告の委託事業収支決算書は円単	項目内で調整した上で、千円単位で	課		
	3-(2)	模報古の安乱争未収又次昇音は口半 位であるにもかかわらず千円単位で				
			れ、適正に執行されていることを確			
			認したが、正確な実績値を把握する			
		なされているとのことであるが、検				
		査時においても実績数値の確認は重				
			際の数値を円単位で計上するよう指			
		値に基づく収支決算書を添付すべき				
			G 54.5 C 15 2 7 C 0			
		ものと考える。				
		ものと考える。				
		ものと考える。				
		ものと考える。				
		ものと考える。				

		指摘事項及び監査の意見	-# LS / J# FER 67:	4	· 報告書
	区分	内容	はいる。 はいないでは、 はいないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	所管	コーページ
3	Super [-
	監査の	長期にわたる随意契約について	本事業は、福祉事業所の売上向	障がい福	国祉 82
	意見	本事業は、平成20年から長期間に	上、ひいては障がい者の工賃向上を	課	
	3-③	わたり随意契約を継続している。本	図るために、県内の各種イベント等		
		事業は、事業所における取引の拡大	において福祉事業所の共同出店を促		
		と障がい者の工賃向上を図ることが	進するための調整が主な業務であ		
		求められ、単純に価格競争に付する	3.		
		ことは適当でないと思われるが、企	令和2年度については、上期イベ		
		画コンペ方式等により提案内容と受	ントへの出店において、4月当初か		
		託団体等の選択可能性を考慮しつつ	ら出店に係る調整業務に着手する必要がませる。		
		委託先を決定することが望まれる。 	要があり、3月結果報告書を受けて		
			ただちに改善を行うことが困難で あったため、引き続き中小企業家同		
			友会と随意契約を交わした。		
			今年度、令和3年度の契約に係る		
			企画コンペの実施について検討して		
			まいりたい。		
4		ễ抑留業務等補助業務委託 (衛生管理 └───────	T	I	
		委託業務費に含まれる人件費の内容	本事業については、管理業務を行	衛生管理	里課 84
		について	う職員に係る人件費についても業務		
	3-4		上必要な経費であるとの認識の下、 業務委託契約を締結しているが、今		
			回出された意見を参考に、契約内容		
		行っている人員の人件費も含まれて			
			いきたい。		
		捕獲抑留業務等補助業務」の委託契			
		約であり、人件費は当該業務に従事			
		する職員への役務対価として計上す			
		る方が、契約の目的と合致している			
		ものと考える。管理業務を行う人員			
		の人件費が、業務遂行上必要な費用			
		であることは理解できるが、契約に			
		即した内容の見直しや積算項目を整			
		理するなど、今後検討が必要ではな			
		いか。			

	指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	所	管	報告書
区分	内 容	調した指直寺	ראו	E	ページ
5平成3(0年度宮崎県健康づくり推進センター	管理運営等業務に係る委託契約(健康	増進課)	
意見 3-⑤	を算入している。時間外手当は委託 先の運営努力や個人の能力に応じて 支給される性質のものであって原則 として委託料積算に含めることはな じまない。時間外手当の積算算入は	宮崎県健康づくり推進センター管理運営等業務では、生活習慣病予防対策の効果的な推進を図るため、宮崎大学や県立病院、開業医等で構成する生活習慣病検診管理指導協議会を設置し、その会議は診療時間外に開催しており、一定の時間外手当が発生している。今後は、委託内容や業務量等を精査し、適正な積算となるよう見直していきたい。	<i> 性 </i> 水-恒		85
-	かった。見積書の正確性・信頼性、 責任の所在を明らかにするために押	平成30年度に実施した公募型プロ	県 療 タ 立 音 -	_	86

	指摘事項及び監査の意見	=# 1 % L	=<	/ - /-	報告書
区分	内 容	・ 講じた措置等	所	官	ページ
監査の	プロポーザルの応募について	当センターの給食は、 障がい児の	県立こ	ども	86
意見	委託契約に当たって従前より公募	療育及び治療の一環として行われる	療育も	ュン	
3-⑥	型プロポーザルを実施している。し	ものであり、 個人の病態及び身体機	ター		
	かし、平成30年度の公募型プロポー	能に応じた適切な食事内容により治			
	ザルでは応募者がいない状況になっ	療効果を高めるものである。 さら			
	た。その後、随意契約により契約は	に、栄養管理だけでなく、 個人の成			
	継続された。今後は委託先の選択可	長発達段階に応じた食事の提供と食			
	能性を確保したプロポーザルの実施	機能の向上を図ることにより病状の			
	と何より障がい児童への安心安全な	回復、健康の維持増進、 自立の促進			
	食の提供が滞ることなく継続される	につながる長期的支援を目的として			
	プロポーザルの日程や体制整備が求	いる。			
	められる。	このことを踏まえて当センターに			
		おける調理業務は、 安全衛生面及び			
		栄養面での質の確保が図られ、 摂食			
		嚥下機能に応じた食材の提供及び形			
		態調整などきめ細やかな配慮が求め			
		られる。 プロポーザルの応募者は、			
		調理員の雇用、食材の調達(可能な			
		限りの地産地消)、個人の食形態			
		(きざみやとろみ等)に応じた細か			
		な調理作業や栄養管理まで複雑な業			
		務内容における提案が必要であり、			
		受託可能な給食調理業者は非常に限			
		られると思われる。			
		現在のプロポーザルの日程は、 現			
		契約者と新契約者の引き継ぎ期間を			
		考慮して、7~8月にプロポーザルを			
		実施して、8月末に新契約者を決定			
		し、10月から新契約締結という形を 			
		とっている。			
		今後は、応募者の選択可能性の確			
		保を図るため、プロポーザルの周知			
		期間の延長(2~3か月の応募期			
		間)、調理員等の雇用確保のための			
		期間設定など複数の応募者がプロ			
		ポーザルに参加できる環境を整備し			
		ていく。			

		 指摘事項及び監査の意見			報告書
	区分	内 容	講じた措置等	所 管	ページ
4					
		、1本みんなで植樹推進事業(苗木提	供)(環境森林課)		
	指摘事項	見積書提出期限について	見積者の負担軽減等を考慮し、見 積期間を1週間程度確保することと	環境森林課	89
	指摘事項 4-②	見積書の作成を依頼しているとこ	参考見積を依頼する際に、日付を 明記することを忘れないよう電話等 で直接伝え、参考見積書の受け取り 時に担当者が確認することを徹底し た。	環境森林課	90
	指摘事 項 4-3		技術指導の状況についてより具体 的な報告を求めるために、森林づく り植樹支援事業取扱要領を一部改正 し、実績書は技術指導の内容を詳細 に記す様式に見直し、状況写真の添 付を義務づけることとした。	環境森林課	90

		指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	所管	報告書
	区分	内 容	神した指連寺	所管	ページ
2	公共用才	く 域及び地下水の水質測定調査業務の	委託(環境管理課)		
	監査の 意見 4-①	予定価格について	不落の状況を改善するため、設計 積算の見直しを行った結果、平成31 年度は落札となった。今後も引き続	環境管理課	91
3	指摘事 項 4-④	理解剤防除事業(自然環境課) 随意契約について 本業務については、複数名の松保護士が在籍するのは宮崎県森林組合連合会のみであるとして、同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を行っているが、松保護士在籍の有無について参照した資料は最新のものではなく、平成30年度においては複数の松保護士が在籍する団体はほかにも存在する可能性がある。何に1まるの	間に複数の場所で作業を行うことから、松保護士の有資格者を相当数有していることや、一定数の作業員を	自然環境課	92
		在する可能性がある。仮に1者での随意契約が相当であるとして他者を排除するのであれば、疑義が生じないよう最新の資料に基づいて判断を行うべきである。また、そもを複数の松保護士を要しないと本件委託業務を行えないのかという疑問もあることから、落札率がここ3年間は99%となっていることにも鑑みれば、他の団体も候補に入れたうえで一般競争入札に付することなどを検討してもよいように思われる。	確保できる事業者に委託する必要があると考えている。現在、県内で松保護士を相当数有している事業者は2者しかなく、一般競争入札は適さないと考えている。このため、直近の松保護士の名簿を基に、これらの条件を満たす事業者の見積合わせにより契約者を決定する。		

		 指摘事項及び監査の意見			却生中
	区分	内容	講じた措置等	所 管	報告書ページ
•		光労働部 - ッショナル人材戦略拠点運営事業委詞	钐 (
		- グンョブルス的 報	・	商工政策課	94
	項			経営金融支	
		地元企業に精通し経営アドバイス等		接室	
	J-(I)	を行える者がいないことを理由とし		坂王	
		て1者随意契約を締結したものであ	1117/6		
		るが、委託先と本業務の実務を行う			
		マネージャー、サブマネージャー、			
		コーディネーターとの契約関係は、			
		業務委託である。そうだとすれば、			
		他の団体や企業等がこれらマネー			
		ジャー等候補者と本件と同じような			
		業務委託契約を締結し拠点運営を行			
		うことも十分に可能と思われること			
		から、上記の理由をもって1者随意			
		契約とするべき合理的理由はないと			
		いえる。よって、1者随意契約とし			
		たことは相当でない。			
	指摘事	契約保証金の免除について	令和2年度の委託契約時における	商工政策課	95
	項	本件では、県財務規則第101条第2	契約保証金免除については、県財務	経営金融支	
	5-2	項第3号に基づいて契約保証金が免	規則第101条第2項第3号の要件に該	援室	
		除された。しかしながら、委託先が	当することを十分に確認し、適切な		
		前年度までに県と契約していたのは	運用を行った。		
		いわゆるコンサルティング業務に限			
		られ、拠点運営を含む本業務とは、			
		その規模が大きく異なることから、			
		本件が県財務規則第101条第2項第3			
		号に該当するとはいえず、契約保証			
		金を免除したのは相当でない。			

		指摘事項及び監査の意見	-# 1 % <i>L</i> 14 cm 6/5		報告書
	区分	内 容	はいる。 はいないでは、 はいないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	所管	ページ
2	「ひなた	_ :カード」入会利用促進プロモーショ∶	ン業務(観光推進課)		
	指摘事	随意契約について	令和元年度事業から、企画提案競	観光推進課	96
	項	本業務については、リクルート社	技により事業者を公募のうえ選定し		
	5-③	が前年度にひなたカードの店舗開拓	た。		
		等を行ったことにより同社が同カー			
		ドについて熟知していることを理由			
		として、地方自治法施行令第167条			
		の2第1項第2号に基づいて随意契約			
		を行っているが、他者でもひなた			
		カードについての知識を入手しさえ			
		すれば業務の遂行は可能である。本			
		件についてリクルート社と契約を締			
		結しなければ目的を達成することが			
		できないとはいえず、この理由に基			
		づいて2号により随意契約とするの			
		は相当でない。			
	指摘事	 予定価格について	 令和元年度事業から、企画提案競	観光推進課	96
	項	本件では、リクルート社の参考見	 技により事業者を公募し、企画内容		
	5-4	 積をふまえて予定価格が決定されて	や提案金額等を審査のうえ選定し		
		 いる。しかしながら、参考見積によ	た。		
		ればどの程度の量のグッズ等を製作			
		するのかも判然とせず、その金額の			
		適正性が不明である。本件のような			
		業務を同社以外が実施することは可			
		能と思われるところ、できることな			
		ら数者の参考見積をとったうえで契			
		約締結を進めるほうが好ましかった			
		というべきである。			
3	L ゴルフツ	」 ノーリズムプロモーション業務(観光技			l
	指摘事	暴力団排除について	令和元年度事業から、契約書上に	観光推進課	97
	項	本業務については、契約書上に暴	暴力団排除条項を設けた。		
	5-⑤	力団排除条項は設けられておらず、			
		暴力団等に属しないことを誓約する			
		旨の文書等も提出されていない。契			
		約書や具体的な誓約書を用いて暴力			
		団排除に関する措置をとることが望			
		ましいものと考える。			

	指摘事項及び監査の意見	=# 1 > 4 + # 第 次		報告書
区分	内容	・ 講じた措置等	所管	ページ
	再委託契約について 本件では、受託先から再委託契約の要望があったため、県におい再委においての相当性を検討し、しからの相当性を検するると、ずなとの相当性をかられてあるとが表現は設けられてあるととが表現は設けられてある分とには第8条が反対を表現があるとといれるのが表記を表現があるとを、再委託等に関するを表現があるとを、再委託を承託を承託を承託を承託といいるので、また等に関があるとを、再委託の事を表記は当ないので、場がよりで、表記にはあるとを、ので、表記にはない。またがなりませんがあるとを、ので、表記により、表記に表記を表記にいるので、表記に表記を表記にいる。意思に表れることがあるで、またが、表記に表記を表記に表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表		観光推進課	
意見	計額が最も高い者を選定することが 原則とされている。しかしながら、	審査要領において、原則として審査の得点が最も高い提案を選定するが、得点差が僅差若しくは審査委員の評価が著しく分かれる場合は、審査委員会で協議を行い、審査委員長が最も優れた提案者を決定することとした。	観光推進課	98

	指摘事項及び監査の意見	=# 1 % 1	=r	報告書
区分	内容	・ 講じた措置等	所管	ページ
④香港輔	出促進コーディネーターに係る業務委	託(オールみやざき営業課)		•
指摘	随意契約について	包括外部監査での指摘を踏まえ	オールみや	99
項	本業務については、委託先以外に	て、当該業務については、現地の県	ざき営業課	
5-7	本業務を行える者がいないとの理由	香港事務所やJETRO香港事務所にヒ		
	で1者随意契約とされているが、委	アリングを行って委託先に求められ		
	託先以外が本業務を行えないことに	る要件をすべて満たす者がほかにい		
	関する疎明資料はない。そもそも、	ないことを確認することとした。		
	実施要領4に記載された随意契約の			
	理由は、委託先が本業務を行えるこ	※これまでの委託先以外に当該業務		
	との説明にはなっているが、委託先	を実施できないことの確認につい		
	以外が本業務を行えないことの説明	て、要件となる「現地在住」で「本		
	は一切されておらず、理由になって	県の県産品や企業、産地等の輸出実		
	いない。県において本件につき2号	情に明るい」を満たすには、現地に		
	随契を行うのであれば、委託先以外	て本県企業との取引や県産品の取扱		
	が本業務を行えないことについて疎	実績を持つ必要があると思料される		
	明資料等添付の上検討するべきであ	が、そうした個人、法人であれば現		
	る。また、仮にこれが難しいという	地にて県産品や日本食品の輸出状況		
	ことであれば2号随契を行うための	の情報収集に努める県香港事務所や		
	要件を充足しているとはいえない。	JETRO香港事務所で把握できると考		
		えられる。		
監査の	通信費等の料金について	当該案件については、委託先にお	オールみや	99
意見	本件では、携帯電話料金やイン	いて業務用の携帯電話としてプライ	ざき営業課	
5-2	ターネット関連費用として相当額が	ベートとは分けて使用していること		
	計上され、これを県が委託先へ支	を確認した上で、当該業務専用の電		
	払っている。ヒアリングをしたとこ	話機に係る経費として、通話料等の		
	ろでは、携帯電話の端末については	費用計上を認めていたところであ		
	従前から委託先が保有していた物と	る。		
	いうことである。委託先が計上した	今後は、当該業務において電話料		
	これらの支出について、真に宮崎県	等の通信費を計上する場合は、関連		
	の本事業のために支出されたものの	の経費として認められるかどうか		
	みであるのか、委託先の報告書等か	を、より詳細な書類まで確認した上		
	らは判然としなかった。委託先に対	で支出することとしたい。		
	して補充資料等を提出させて内容に			
	ついて確認を取ったうえで支出をす			
	るほうが望ましかったのではないか			
	と考える。			
			1	

		指摘事項及び監査の意見	-# 1.9 <i>l</i> .		15/5	報告書
Ī	区分	内容	・ 講じた措置等	所	官	ページ
5	ンンガオ	ポール輸出促進コーディネーターに係る	る業務委託(オールみやざき営業課)			
	指摘事	随意契約について	包括外部監査での指摘を受けて、	オール	みや	101
	項	本業務については、委託先以外に	当該業務については、令和2年度の	ざき営	業課	
	5-®	本業務を行える者がいないとの理由	契約相手方の選定において企画提案			
		で1者随意契約とされているが、委	コンペを実施した。			
		託先以外が本業務を行えないことに				
		関する疎明資料はない。そもそも、				
		実施要領4に記載された随意契約の				
		理由は、委託先が本業務を行えるこ				
		との説明にはなっているが、委託先				
		以外が本業務を行えないことの説明				
		は一切されておらず、理由になって				
		いない。よって、県において本件に				
		つき2号随契を行うのであれば、委				
		託先以外が本業務を行えないことに				
		ついて疎明資料等添付の上検討する				
		べきである。また、仮にこれが難し				
		いということであれば2号随契を行				
		うための要件を充足しているとはい				
		えない。				
	指摘事	ランチミーティング食糧費について		オール		101
	項		門家の食糧費の取扱について整理	ざき営	業課	
	_	昼間に蕎麦店で、海外での商慣習に	•			
		則りランチミーティングとして食事				
		をした際の料金が、食糧費として計	ティングへの職員の参加については			
		上され県はこれにつき委託先へ支払	任意であるため、当該ミーティング			
		いを行っている。一方で、ランチ	時間は労働時間には該当せず、労働			
			基準法に違反することはないと考え			
		に対しては、時間外手当の付与や代	ている。			
		替休憩の付与等がされていない。今				
		後、このようなランチミーティング				
		の取り扱いをどのように行うのかに				
		ついて整理したうえで、労働基準法				
		違反と指摘されるような事態を避け				
		るよう、適切な運用について検討す				
		るべきである。				

		指摘事項及び監査の意見	-# Lo / J# FER 69-	hts	報告書
	区分	内 容	・ 講じた措置等	所 管	ページ
	指摘事	謝金の支払等について	包括外部監査での指摘を受けて、	オールみや	101
	項	本件では、委託先への謝金として	業務副担当、担当リーダー、予算担	ざき営業課	
	5-10	720万円が支払われている。しかし	当など複数の職員によるチェックを		
		ながら、予算執行伺書に記載された	徹底する等、適正な事務処理を行う		
		内訳には、謝金として600万円と記	よう指導した。		
		載されている。この点についてヒア			
		リングしたところ、当該内訳の記載			
		が誤りであり、実際に積算した結果			
		の謝金は720万円であったため同金			
		額を支払ったとのことであった。そ			
		うすると、本予算執行伺書の内容に			
		ついて最終的な決定権を有する者ま			
		でいずれも添付資料である内訳書の			
		誤りに気付かないまま謝金としては			
		600万円を支払うものとして決裁を			
		していたということになる。これら			
		の決裁はいずれも不適切なものであ			
		り、今後は関係資料との照合を丁寧			
		に行うなどより慎重な決裁に努める			
		べきである。			
6		: 宮崎応援寄附金振興事業(オールみ・	やざき営業課)	r	
	指摘事	随意契約について	令和2年度下半期分以降の委託契	オールみや	103
	項		約において、コンペ方式での業者選	ざき営業課	
	5-11	成のための公平性、発注が多くなっ	定を検討している。		
		た場合の対応を懸念材料として挙			
		げ、1者随意契約により業者が選定			
		されているが、必ずしも本件受託先			
		のみしか本業務を履行できないとま			
		ではいえず、競争に付したほうが望			
		ましいといえる。			
		むしろ、民間業者も入れたコンペ			
		方式等を用いて業者を選定すること			
		が積極的な意味でも望ましいと思わ			
		れる。			

		 指摘事項及び監査の意見			報告書
	区分	内容	講じた措置等	所 管	報 古 音
7		│ レキャラクター活用による魅力発信業績	 路(オールみやざき営業課)		
		予算執行伺について	システム入力により作成する予算	オールみや	104
			執行伺について、作成後に手書きで		
		て、次のとおり予算執行してよろし			
		いか。」と印字されているところ、	うに留意している。		
		 これに加えて手書きで「決裁の上			
		 は、別案のとおり仕様書・要領を定			
		 めてよろしいか。」記入し内容を補			
		充している。これを許せばすべての			
		決裁印を得た後に事後的に誰かが書			
		き加えることも理論上可能となるの			
		であって、相当でない運用というべ			
		きである。基本的には手書きでの内			
		容補充は認めるべきでなく、仮に認			
		めるとすれば当該箇所にも担当者と			
		決裁者が決裁印を押すなど、上記懸			
		念が顕在化しないような工夫をする			
		べきである。			
	監査の	実施要領について	該当の文言についてチェックし、	オールみや	104
	意見	実施要領4(5)の「更生手続開	すべて修正した。	ざき営業課	
	5-③	始」が「更正手続開始」と記載され			
		ており、誤記である。他の事業にお			
		ける実施要領、業務委託契約書等に			
		も、同様に「会社更正」「更正手			
		続」などと記載されたものが散見さ			
		れたため、この点は網羅的にチェッ			
		クしたうえですべて修正しておくべ			
		きである。			
	,農政才 。		:m\		
		後化地域サポート事業(農業連携推進) 「収去完集中記書についる	T	曲 米/丰/# 1/4	100
		収支実績内訳書について	検査調書内の書類と委託先から提出される事情が表現の書類の事	農業連携推	106
	項			進課	
	6-①		性等についての確認を確実に行うため、チャック書を作成し、複数人数で		
			めチェック表を作成し、複数人数で		
			確認することとした。		
		の最終数値に基づき適切に行われて いるが、確定した最終数値を検査し			
		いるか、傩走した取終数値を快貸し たことを示すために最終数値の記載			
		たことを示すために取終数値の記載 された収支実績内訳書を検査調書内			
		の資料とすることが必要である。			

	指摘事項及び監査の意見		http:	報告書
区分	内 容	・ 講じた措置等	所管	ページ
②みやざ	ー き成長産業育成・雇用創出プロジェク	ト事業(畜産振興課)		
-	再委託契約内容について	委託契約書に記載のあった「第三 者への再委託」については、次年度	畜産振興課	108
監査 Ø 意 見 6-①	ア 選定日程について 本業務は企画コンペ方式での選定方法が採用されている。質問書・参加表明書・企画提案書受付期限が平成30年6月7日午後5時までであり、その後翌日の6月8日には審査会において委託業者が決定されている。 募締切りから選定までに一定の時間を確保し応募書類の確認作業・選定プロセスの透明性確保に努めることが必要である。	は、応募書類の確認作業や選定作業	畜産振興課	108

		指摘事項及び監査の意見	=# 1 % L 1 H CP //r	=< ^/-	報告書
	区分	内 容	はいるという けいだい はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はい	所管	ページ
	監査の	審査選定について	令和元年度より応募者が1者の場	畜産振興課	108
	意見	企画コンペ方式の選定方法につい	合の選定基準を実施要領に定めた。		
	6-2	て企画提案(プロポーザル)実施要	選定プロセスの透明性について		
		領によると「選考委員会は、提案書	も、最終決定時の協議の内容や選定		
		について、別紙の評価項目について	理由を文書化していく。		
		企画提案書等を評価し、合計点が最			
		も高い企画提案を選定する。なお、			
		最高点の企画提案が複数あるとき			
		は、選考委員会で協議の上選定す			
		る。」としている。審査の結果を見			
		ると審査員が採点後、最終的には審			
		査員の協議により委託先選定を行っ			
		ている。結果的に問題はなかったと			
		は思われるが、1者のみの場合の選			
		定基準を実施要領に明確に定めてお			
		くべきであったと考える。また、最			
		終決定時の協議の内容及び選定理由			
		が不明であるので、協議内容、選定			
		理由を文書化して明確に残しておく			
		べきである。			
(3))年度漁海況調査事業に係る委託調査 「競名性の775/2015 またず	T	1. *= 4.50.19	100
		競争性の確保について		水産試験場	109
	意見		一般競争入札により広く参加業者を		
	6-③	数年間にわたって1者のみの参加と	募るとともに、発注が不可能となる		
			事態も想定し、直接実施などによる		
		しつつある状況を脱し競争性が確保	当該業務の継続を検討していく。 		
		される状況にしていくことが望まれ			
		る。また、1者のみにしか委託でき			
		ない状況は海洋観測という重要な業			
		務の継続性が確保されなくなるリス クがあるものと思われる。			
	を 本の	支払時期について		水産試験場	109
	意見		更しており、適時に支払いを行って		103
	息兄 6-④	そ初音によれば、本木、四十朔こ との検査合格の通知に基づき受託者			
		が請求書を発行し、支払いを実施す	` ♥ 0		
		ることとなっていた。しかし、相手			
		先請求書が未提出であってすべての			
		業務完了後の一括支払いとなってい			
		た。今後は契約に基づく適時な支払			
		いが望まれる。			
L					

所 管 施行業務 管理課 Eし、別 責りを徴 青の欄を 方ぐ措置	111
Eし、別 責りを徴 青の欄を	111
Eし、別 責りを徴 青の欄を	11
Eし、別 責りを徴 青の欄を	11
責りを徴	
青の欄を	
方ぐ措置	
复旧等に	
及要領に	
うった。	
の内容を	
ともに、	
その理	
取扱要	
こ努め	
	11!
	11.
	度旧等にに 及

		指摘事項及び監査の意見	=# * <i>+</i> - 壮 罕 	元 答	報告書
	区分	内 容	・ 講じた措置等	所管	ページ
3	平成30年	F度河川調査第840-02-C号 塩田川浸	水痕跡調査業務(高鍋土木事務所)		
	指摘事	災害復旧等に関する緊急施行業務委	災害復旧等に関する緊急施行業務	管理課	116
	項	託事務取扱要領の運用の厳格化につ	委託事務取扱要領を一部改正し、別		
	7-2	いて	記様式第1号及び第3号に見積りを徴		
		県は、災害復旧等に関する緊急施	取する時間的余裕がない事情の欄を		
		行業務委託を行う際は、要領の運用	設けることで、記載漏れを防ぐ措置		
		を厳格化すべきである。具体的に	を行った。あわせて、災害復旧等に		
		は、被害拡大、民生の不安の増大等			
		を踏まえ、見積書を徴取する時間的	ついても同様の一部改正を行った。		
		余裕がないと判断された場合には、	今後は、今回の一部改正の内容を		
			所内関係職員へ周知するとともに、		
		急の事情」及び「見積書を徴取する	当該施行伺の作成の際には、「緊急		
		時間的余裕がない場合の事情」を明			
			間的余裕がない場合の事情」を明確		
		行伺に記載する必要がある。	に記載し、取扱要領に則した適正な		
			事務処理に努める。		
(1)	 巫��30キ	│ ₣度建設資材価格特別調査業務(技術:	 		
		変更契約書に係る適切な書類の添付		技術企画課	118
	項	等について	トーを作成し、契約書記載内容や関	35(113 22 24 14 14	
	7-3	・ 契約の変更に当たって、県は受託	- 係書類の添付状況を複数職員で		
		 者と「業務委託契約の一部を変更す	チェックすることを徹底し、適正な		
		 る契約書」を取り交わしており、当	事務処理の確保により一層努める。		
		該契約書には、調査対象や調査方法			
		等が記載された「平成30年度建設資			
		材価格特別調査実施要領(第1回変			
		更)」が袋綴じされている。この実			
		施要領には次の記載のとおり「様式-			
		1」との記載があるが、「様式-1」			
		は当該変更契約書及び実施要領に添			
		付及び袋綴じされていない。県は、			
		契約内容を明確にするため、変更契			
		約書には調査内容が具体的に記載さ			
		れた「様式-1」も添付及び袋綴じを			
		行う必要がある。			

		 指摘事項及び監査の意見			起生士
	区分	内容	講じた措置等	所 管	報告書ページ
(5)			│ 崎県総合河川砂防情報システム保守点	 検業務(年	 委
託)(河川				
	指摘事	契約書に係る適切な書類の添付等に	「契約書添付書類チェックリス	河川課	120
	項	ついて	ト」を作成し、契約書記載内容や関		
	7-④	県は受託者と「河川砂防情報シス	係書類の添付状況を複数職員で		
		テム保守点検業務委託契約書」を取	チェックすることを徹底し、適正な		
		り交わしており、当該契約書には、	事務処理の確保により一層努める。		
		業務概要、点検場所及び点検機器・			
		点検項目内容等が記載された「総合			
		河川砂防情報システム保守委託業務			
		見積仕様書」が袋綴じされている。			
		この仕様書には「保守点検項目等一覧表」との記載があるが、「保守点			
		仕様書に添付及び袋綴じされていな			
		い。県は、契約内容を明確にするた			
		め、契約書には点検内容が具体的に			
		記載された「保守点検項目等一覧			
		表」も添付及び袋綴じを行う必要が			
		ある。			
6 '	宮崎港原	密船処理業務委託(中部港湾事務所)			
	指摘事	予定価格の積算根拠の明示について	予定価格の積算根拠を明確にする	港湾課	122
	項	本業務では、予定価格の算定の基	ために、業者から入手した参考見積		
	7-⑤		書は起案文書に添付し、その内容の		
			妥当性についての検討結果を起案文		
		ける数量、単価等をどのように決定	書上で明らかにするようにした。 		
		したのか、その根拠は起案文書等で			
		明示されていなかった。県は、予定			
		価格の積算根拠を明確にする必要が ある。業者から参考見積書を入手し			
		ある。 乗者から参考見傾着を入于し た場合には、起案文書に添付等を行			
		い、その内容の妥当性を検討した上			
		で、検討結果を起案文書に明示する			
		必要がある。			

	指摘事項及び監査の意見		講じた	世罟竽			所	管	報告書
区分	内 容		 	伯里寺	•	•	ולא	E .	ペーシ
₽成30年	- 	地区	津波避難高台	请	草技術業務	委託	(中	部港灣	弯事
f)	-								
監査の	委託理由の明確化及び起案文書への	積	算技術業務を参	委託す	る場合は、	技	術企	画課	123
意見	明示について	予算	執行伺に委託す	里由を	明示するよ				
7-2	起案文書には、委託を行う理由が	う改	めることとし、	各発	注機関に通				
	明確に記載されていない。本業務	知を	行った。						
	は、県職員で実施可能な業務を外部								
	へ委託しているとも捉えられかねな								
	いことから、業務に係る効率性、経								
	済性等の観点から、なぜ委託を行う								
	のか、委託を行う理由の明確化は重								
	要であると考える。県は、委託の理								
	由を明確化し、その内容を起案文書								
	に適切に明示することが望ましい。								
平成30 至	 	委託	(基本委託料)	(北部	『港湾事務原	折)			
	F度細島港引船運航及び保守点検業務 予定価格の積算根拠の明示について	1	(基本委託料) 業務について	,		1		Į.	12
	I	本	業務について	は、全	i和元年度よ	: 港	湾課	·	12
指摘事	予定価格の積算根拠の明示について	本 り、	業務について 随意契約から-	は、全一般競	和元年度よ 争入札に変	: 港	湾課	ļ.	12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基	本 り、 更し	業務について 随意契約から- ている。令和5	は、令 一般競 元年度	和元年度よ 争入札に変 の入札にお	: 港	湾課		12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基 礎資料として、委託料積算資料が作	本 り、 更し いて	業務について 随意契約から- ている。令和5 は2社から参考	は、令 一般競 元年度 見積書	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、	港;	湾課	ļ	12:
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基 礎資料として、委託料積算資料が作 成されている。しかし、委託料積算	本り更い内	業務について 随意契約から- ている。令和元 は2社から参考 の妥当性を検討	は、令一般競 元年度 見積書	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額	. 港	湾課	!	12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基 礎資料として、委託料積算資料が作 成されている。しかし、委託料積算 資料における項目、単価等をどのよ	本、して容用	業務について随意契約からっている。令和元は2社から参考の妥当性を検討して積算し、根	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課	·	12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基 礎資料として、委託料積算資料が作 成されている。しかし、委託料積算 資料における項目、単価等をどのよ うに決定したのか、その根拠は起案 文書等で明示されていなかった。県	4、して容用う	業務について随意契約からっている。令和元は2社から参考の妥当性を検討して積算し、根	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課		12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基 礎資料として、委託料積算資料が作 成されている。しかし、委託料積算 資料における項目、単価等をどのよ うに決定したのか、その根拠は起案 文書等で明示されていなかった。県	4、して容用う	業務について 随意契約からっている。令和元 な2社から参考 の妥当性を検討いて積算し、概 予算執行伺に流	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課		12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基 礎資料として、委託料積算資料が作 成されている。しかし、委託料積算 資料における項目、単価等をどのよ うに決定したのか、その根拠は起案 文書等で明示されていなかった。県 は、予定価格の積算根拠について、	4、して容用う	業務について 随意契約からっている。令和元 な2社から参考 の妥当性を検討いて積算し、概 予算執行伺に流	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課	Į.	12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託料積算資料が作成されている。しかし、委託料積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。県は、予定価格の積算根拠について、業者から参考見積書を入手した場合	4、して容用う	業務について 随意契約からっている。令和元 な2社から参考 の妥当性を検討いて積算し、概 予算執行伺に流	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課		12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託料積算資料が作成されている。しかし、委託料積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。県は、予定価格の積算根拠について、業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、そ	4、して容用う	業務について 随意契約からっている。令和元 な2社から参考 の妥当性を検討いて積算し、概 予算執行伺に流	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課		12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基 礎資料として、委託料積算資料が作成されている。しかし、委託料積算 資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案 文書等で明示されていなかった。県 は、予定価格の積算根拠について、 業者から参考見積書を入手した場合 には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検	4、して容用う	業務について 随意契約からっている。令和元 な2社から参考 の妥当性を検討いて積算し、概 予算執行伺に流	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課	!	12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託料積算資料が作成されている。しかし、委託料積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。県は、予定価格の積算根拠について、業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要が	4、して容用う	業務について 随意契約からっている。令和元 な2社から参考 の妥当性を検討いて積算し、概 予算執行伺に流	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課		12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託料積算資料が作成されている。しかし、委託料積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。県は、予定価格の積算根拠について、業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要が	4、して容用う	業務について 随意契約からっている。令和元 な2社から参考 の妥当性を検討いて積算し、概 予算執行伺に流	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課		12
指摘事項	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託料積算資料が作成されている。しかし、委託料積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。県は、予定価格の積算根拠について、業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要が	4、して容用う	業務について 随意契約からっている。令和元 な2社から参考 の妥当性を検討いて積算し、概 予算執行伺に流	は、令 一般競度 一見積 計し 対 対対	和元年度よ 争入札に変 の入札にお 書を取り、 上で、低額 況が分かる	**************************************	湾課		12

指摘事項及び監査の意	見	=# 1		報告書
区分 内容		・ 講じた措置等	所管	ページ
監査の 業務内容に関する仕様書	への具体的	本業務については、24時間365日	港湾課	126
意見 な記載及び予定価格積第	方法の見直	対応できる体制を整えておかなくて		
7-③ しについて		はならないことから、実施回数や稼		
本業務の仕様書によれ	ルば具体的な	働日数に基づく積算ではなく、年間		
内容は次のとおりである	が、誘導作	で必要な経費(人件費等)を見込む		
業、曳舟作業、点検業務	多及び保守業	積算としている。また、予定価格の		
務に関して、想定される	実施回数や	積算根拠については、令和元年度の		
稼働日数等の明示は一切]されていな	入札においては2社から参考見積書		
U'.		を取り、内容の妥当性を検討した上		
県は、本業務について	には次の事項	で、低額を用いて積算し、検討状況		
を考慮することが望まし	い。まず、	が分かるように予算執行伺に添付す		
本業務の主業務である認	5導作業及び	るように見直しを行った。		
曳舟作業については、仕	-様書におい			
て想定される実施回数や	·稼働日数等			
の明示を行うとともに、	実際の実施			
回数や稼働日数等が想定	こと大きく異			
なる場合は、契約額の変	ご更等を検討			
する。また、予定価格に	おける委託			
料の積算根拠について、	「指摘事項			
7 - ⑥ 予定価格の積算	1根拠の明示			
について」に記載したと				
者からの参考見積書を前				
るとしても、具体的な業				
整合性等を踏まえて、積				
直しを検討する。なお、				
見直しの検討結果は積算	『根拠として			
起案文書等に明示する必	必要がある。			

	指摘事項及び監査の意見	 講じた措置等	所管	報告
区分	内 容	調した指 単守	所管	~-
企業原	ភ្ញី		•	•
企業局戶	テ舎エレベータ保守業務委託(施設管	理課)		
監査の	一者応札への対応について	本件は長期継続契約中であること	施設管理課	13
意見	本委託事業は一般競争入札を実施	から、今回、直ちに改善した項目は		
8-①	しているが、過去3年においてはい	ないが、意見を受け、入札公告の公		
	ずれも一者応札となっている。契約	示方法、期間に問題がないか、ま		
	者はエレベータの製造元であり他業	た、業務委託仕様書に排他的な項目		
	者の参入は難しいのは認めるが、一	がないか等、入札公告全般の確認を		
	般競争入札を継続する以上、一者応	行った。確認の結果、点検を行うエ		
	札の解消に向けた努力が必要であ	レベーターの仕様が、業務委託仕様		
	る。	書内に表記されておらず、別添書類		
		による確認を必要としており、他の		
		入札物件と比べ解りにくい状況で		
		あったため、今後、エレベーターの		
		仕様を業務委託仕様書で確認できる		
		よう改めたい。		
監査の	業者による提出書類に対する日付の	契約者に対して、請求関係書類、	施設管理課	13
意見	記入について	成果に関する報告等の提出を受けた		
8-2	契約者からは、成果に関する報告	際は、提出日の記入状況を確認し、		
	書、請求書など各種資料の提出を受	記入がない場合は記入するよう指導		
	けているが、中には、提出日の記入	を行うこととした。		
	がないものが見受けられた。今後、	また、こちらから請求関係書類等		
	提出日も記載するよう指導する必要	の提出を依頼する場合においても、		
	がある。	同様に提出日の記入を指導すること		
		とした。		

		指摘事項及び監査の意見	│ ・ 講じた措置等	所管	報告書
	区分	内 容	H3 0 / E3H == 13	<i>//</i> 1	ページ
9.	病院局				
1		□係る調達改善支援業務(経営管理課 <i>)</i>	T	T	ı
		業務委託に係る公正な業者の選定に	本業務は平成30年度のみ実施して	経営管理認	】 133
	項	ついて	おり、今年度も実施予定は無いが、		
	9-①	本業務は、契約相手先を当初から	今後、類似の業務を実施する場合に		
		特定した上で、随意契約理由の決	は、御指摘のとおり、まず公募型プ		
		定、参考見積書に基づく予定価格の	ロポーザルによる業者選定の可能性		
		算定、契約締結前の具体的な業務内	を調査し、調査結果を起案文書等に		
		容の打ち合わせ等が行われていると	記載することしたい。また、具体的		
		の外観を有していると考えられるの	な業務内容の打ち合わせは、業者選		
		で、県は、契約に係る業者の選定過	定後に実施することとしたい。		
		程について、公正性の観点から、業			
		務内容を踏まえ、適切に業者を選定			
		する必要がある。本業務について			
		は、業務実施可能な業者が他にいな			
		いか調査する必要があり、調査した			
		のであれば、その内容を起案文書等			
		に記載する必要がある。業務内容か			
		ら公募型プロポーザルによる業者の			
		選定の余地もあると考える。			
					(4-34
_	宮崎県エ 理課)	Z3病院部門システム更新・保守業務	(放射線・治療RIS、内視鏡検査、	循境器等)	(経営
Б.		予定価格の積算根拠の明示について	当該部門システムを、必要最小限		果 136
	項	本業務は、見積者数1者の随意契	の費用で効率的かつ効果的に更新を		150
	9-2	約であり、落札率は100%である。	行うため、平成29年度に「宮崎県立		
	3 🗓	すなわち、業者から入手した参考見	3病院電子カルテハードウェア及び		
		積書をそのまま予定価格として算定	部門システム更新設計支援業務委		
		し、当該金額で契約がなされてい	託 を行い、契約の1年以上前か		
		る。これを踏まえると、参考見積書	記している。		
		の内容の検討は極めて重要である。	該業者と幾度となく協議を重ねた。		
		以上より、県は、予定価格の積算根	その結果をもって、当方から提示し		
		拠を明確にする必要がある。業者か	た削減案等を踏まえて、最終的に現		
		ら参考見積書を入手した場合には、	在契約額と同じ金額で見積を提示し		
		起案文書に添付等を行い、その内容	てもらい、これを見積として採用し		
		の妥当性を検討した上で、検討結果	たため、落札率100%となってい		
		を起案文書に明示する必要がある。	た。今後は、検討の経緯及び結果を		
		で起来又音に明小する必安 <i>小の</i> る。 			
			起案文書に明示していきたい。		

	指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	즚	管	報告書
区分	内 容	時した阻固寸	ולת	F	ページ

③宮崎県立3病院電子カルテシステムハードウェア及び部門システム更新・保守業務委託(経営管理 課)

項 9-(3)

|指摘事|**予定価格の積算根拠の明示について**|

本業務は、見積者数1者の随意契 約であり、落札率は100%である。 すなわち、業者から入手した参考見 積書をそのまま予定価格として算定 | 部門システム更新設計支援業務委 し、当該金額で契約がなされてい る。これを踏まえると、参考見積書 の内容の検討は極めて重要である。 以上より、県は、予定価格の積算根 ら参考見積書を入手した場合には、 起案文書に添付等を行い、その内容 の妥当性を検討した上で、検討結果 たため、落札率100%となってい を起案文書に明示する必要がある。

各種部門システムを、必要最小限 経営管理課 の費用で効率的かつ効果的に更新を 行うため、平成29年度に「宮崎県立 3病院電子カルテハードウェア及び 託 を行い、契約の1年以上前か ら、見積を徴収し内容を精査し、当 該業者と幾度となく協議を重ねた。 その結果をもって、当方から提示し 拠を明確にする必要がある。業者か | た削減案等を踏まえて、最終的に現 在契約額と同じ金額で見積を提示し てもらい、これを見積として採用し た。今後は、検討の経緯及び結果を 起案文書に明示していきたい。

138

④県立3病院医薬品情報システム更新に係る業務(経営管理課)

項 9-(4)

|指摘事|**予定価格の積算根拠の明示について**

本業務は、見積者数1者の随意契 |約であり、落札率は100%である。 すなわち、業者から入手した参考見 3病院電子カルテハードウェア及び 積書をそのまま予定価格として算定│部門システム更新設計支援業務委 し、当該金額で契約がなされてい る。これを踏まえると、参考見積書 の内容の検討は極めて重要である。 以上より、県は、予定価格の積算根 拠を明確にする必要がある。業者か た削減案等を踏まえて、最終的に現 ら参考見積書を入手した場合には、 起案文書に添付等を行い、その内容「てもらい、これを見積として採用し の妥当性を検討した上で、検討結果 たため、落札率100%となってい を起案文書に明示する必要がある。

の費用で効率的かつ効果的に更新を 行うため、平成29年度に「宮崎県立 託」を行い、契約の1年以上前か ら、見積を徴収し内容を精査し、当 該業者と幾度となく協議を重ねた。 その結果をもって、当方から提示し 在契約額と同じ金額で見積を提示し た。今後は、検討の経緯及び結果を 起案文書に明示していきたい。

当該部門システムを、必要最小限 経営管理課 139

		指摘事項及び監査の意見	-# 1.9 <i>l</i> .	At	報告書
	区分	内 容	・ 講じた措置等	所 管	ページ
5 5	3崎県立	_ Σ病院経営改善支援業務(経営管理課)			
	指摘事	予定価格の積算根拠の明示について	令和2年度の契約事務では、御指	経営管理課	141
	項	本業務は、見積者数1者の随意契	摘のとおり、参考見積書を入手し、		
	9-⑤	約であり、落札率は99%超である。	その金額等の妥当性を検証した上		
		すなわち、業者から入手した参考見	で、起案文書に明記した。		
		積書を前提として予定価格を算定			
		し、当該価格に極めて近似した価格			
		で契約がなされている。これを踏ま			
		えると、参考見積書の内容の検討は			
		極めて重要である。以上より、県			
		は、予定価格の積算根拠を明確にす			
		る必要がある。業者から参考見積書			
		を入手した場合には、起案文書に添せてある。			
		付等を行い、その内容の妥当性を検 討した上で、検討結果を起案文書に			
		割した上で、快割桁米を起条文音に 明示する必要がある。			

	 指摘事項及び監査の意見	-# Lo / 111 cm /r	- tribe	報告書
区分	内 容	・ 講じた措置等	所 管	ページ
指摘事	随意契約に係る適切な運用について	御指摘のとおり、平成28年度を最	経営管理課	142
項	随意契約の理由に定められた上記	後に医療経営コンサルタントの調査		
9-6	の要件について、「これらの条件を	を実施していないことから、令和2		
	全て満たす委託先が他にないこと」	年9月に他県の状況(委託先、事業		
	を示す根拠資料の閲覧を県へ依頼し	内容、金額、発注方式等)の調査を		
	たところ、県が平成28年度に複数の	実施しており、当該調査の結果を踏		
	医療経営コンサルタントについて調	まえて令和3年度の委託契約手続き		
	査した結果の提出を受けたが、その	を行う。		
	後は実施していないとのことであ	契約条件である医療職スタッフの		
	る。本業務は、あくまで単年度契約	情報については、令和2年度は、委		
	であり、要件を満たす業者の有無の	託業者に総括責任者及び担当職員の		
		経歴や医療資格情報を提出させ確認		
		を行った。次回の契約時には、他県		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	の状況等を踏まえ、医療スタッフに		
		係る知識・経験・職種等の具体化に		
	考える。	ついて検討する。		
	また、本契約の条件である「(1)③			
	診療内容に踏み込んだ提案を行うた			
	め、高い見識を備えた医療職スタッ			
	フ(医師、看護師、薬剤師、助産			
	師、診療情報管理士等)がいるこ			
	と。」について、本条件の必要性は			
	理解できるものの、医療スタッフに 係る知識・経験・職種等について具			
	体的な記載がない。このため、当該			
	本的な記載がない。このため、当該 項目を入れる場合には、可能な限り			
	医療スタッフに係る知識・経験・職			
	種等を具体化することが望ましい。			
	俚守を共体化することが重ましい。 			

	 指摘事項及び監査の意見			報告書
区分	内容	講じた措置等	所 管	ベージ
	」 查業務(臨床検査)委託(県立宮崎病I	 院)		
指摘 9-⑦		包括外部監査人の指摘を受け、地 方公営企業法施行令第21条の14第1 項第2号の要件に該当する場合は、 その根拠を、起案文書に記載し明確 化した。	県立宮崎病院	144
監 意 9-①	県立病院が保有する臨床検査委託に 関する契約情報の有効活用について 各県立病院で契約を強力で対象で対象で関係を関するがのででは、 各県立病院でででは、 では、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいででは、 をはいる。 をはいる。 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、	ある状況であるが、経営管理課及び 各県立病院と情報を共有し協議して	県立宮崎病院	145

	指摘事項及び監査の意見	= # 1 * + + + = 4	所管		報告
区分	内 容	・ 講じた措置等	所質	<u>3</u> '	~-
 先濯業務				•	
指摘事	契約業務の実施に係る組織内統制行	一般競争入札等委託契約業務の実	県立延岡	詞病	14
項	為の有効性について	施に当たっては、特に予定価格の積	院		
9-8	1度目の一般競争入札では、入札	算等重要事項の確認を担当職員でダ			
	業者からの入札金額は入札書比較価	ブルチェックすることとし、また上			
	格を下回ることができず不落となっ	席者は充分に内容を確認していくこ			
	ているが、仮に、当初から洗濯業務	ととした。			
	費について「消費税込み」の金額で				
	予定価格を計算していた場合、業者				
	の見積額と比較すると、1度目の一				
	般競争入札で問題なく落札されてい				
	たこととなる。よって、本業務に関				
	しては、予定価格の積算のうち消費				
	税の取り扱いに関する単純な事務の				
	誤りにより、1か月の随意契約の手				
	続き及び2度目の一般競争入札の手				
	続きが生じ、非効率な事務が発生し				
	ている。このような事務の誤りが生				
	じたのは、担当者の誤りに加え、上				
	席者が当該誤りを発見できなかった				
	ことによるものであり、組織内の統				
	制行為が有効に機能していなかった				
	ためと考えられる。従って、県は、				
	一般競争入札等委託契約業務の実施				
	に当たっては、組織内の統制行為が				
	有効に機能するように、特に上席者				
	は、予定価格の積算等重要事項の確				
	認に留意する必要がある。				

	 指摘事項及び監査の意見		#-	報告書
区分	内 容	・ 講じた措置等	所管	ページ
8臨床検3				
	予定価格調書省略に係る根拠の明確 化について	令和2年度より病院局財務規程第 120条但し書きに該当する旨、起案 文書に記載した。	県立延岡病院	149
監 意 9-②	県立病院が保有する臨床検査委託に 関する契約情報の有効活用にで 質する契約情報の有効された検査の有効されたで を見立て、所にですりででででででででででででででででででででででででででででででででででで	検査については、多岐にわたるう え各病院の立地や検査内容に差異が ある状況であるが、経営管理課及び 各県立病院と情報を共有し協議して いく。	県立延岡病院	150

		 指摘事項及び監査の意見			報告書
	区分	内 容	講じた措置等	所 管	ページ
<u>(9)</u> :					
0.	指摘事		令和元年度より予定価格調書を作	県立延岡病	151
		化について	成した。	院	
	9-10	 本業務では、予定価格調書の作成			
		 が省略されている。しかし、省略し			
		た根拠が起案文書等に記載されてい			
		ない。このため、予定価格調書の省			
		略が適切か客観的に判断できない。			
		よって、県は、予定価格調書を省略			
		する場合は、病院局財務規程第120			
		条但し書きに該当する旨及びその根			
		拠を、起案文書等に記載し明確化す			
		べきである。			
10	臨床検査	至委託業務(県立日南病院)			
	指摘事	随意契約理由の再検討について	臨床検査業務は、検査項目が約800	県立日南病	153
	項	本業務は、病院における臨床検査	項目あり、業者によっては検査対応	院	
	9-11	を委託するもので、県立日南病院で	ができない項目があるため、一律に		
		は地方公営企業法施行令第21条の14	価格を比較することができない。こ		
		第1項第2号の規定に基づいて随意契			
		約を行っている。しかしながら、同	しない(地方公営企業法施行令第21		
			条の14第1項第2号の要件に該当)と		
		積書を徴取した業者は異なってい	判断し、項目ごとに最安値の見積金		
		る。このため、県立日南病院が記載	額を提示した業者と随意契約を行っ		
		した「宮崎県内に営業所がある業者	ている。		
		で、当院が外部委託を必要とする検			
		査項目に対応できる業者が上記の3	述は誤っていたため、「宮崎県内に 営業所がある業者の中から当該3者		
		業者しかない」という記述は誤って おり、これを根拠とした随意契約は	古来所がある集者の中からヨ該3名 を選定し、見積書を徴収した上で検		
		不適切である。県は、県立日南病院	を選定し、 見慣音を 財牧した工 で快 査項目ごとに最低金額を提示した業		
		における臨床検査業務委託につい	者と随意契約を行う とする記載に		
			改めた。		
		付することを念頭に、地方公営企業			
		法施行令第21条の14第1項第2号の要			
			較しているので手続き的に問題ない		
		ある。	と考えているが、今後は他県立病院		
			と情報交換をし見積業者の選定を行		
			うこととする。		

	指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	所管	報告書
区分	内容	神 した相 直守		ページ
指摘事	予定価格調書省略に係る根拠の明確	臨床検査業務は、それぞれの検査	県立日南病	154
項	化について	項目(約800項目)毎に見積金額が	院	
9-12	本業務では、予定価格調書の作成	最安値の業者と契約することを前提		
	が省略されている。しかし、省略し	としているが、この決定に際し、業		
	た根拠が起案文書等に記載されてい	者によっては検査対応ができない項		
	ない。このため、予定価格調書の省	目もある。		
	略が適切か客観的に判断できない。	予定価格調書は全項目を検査可能		
	よって、県は、予定価格調書を省略	と見なして作成するため、検査がで		
	する場合は、病院局財務規程第120	きない項目があると一律に金額を比		
	条但し書きに該当する旨及びその根	較することができず、適切な判断材		
	拠を、起案文書等に記載し明確化す	料とはならない。		
	べきである。	このため、病院局財務規程第120		
		条第1項の規定にある「その他特別 の事由があることにより、著しく困		
		が 単であると認められるもの に該当		
		難じめると認められるもの」に該当 すると判断し、予定価格調書の作成		
		9 ると刊刷し、了た価格調音の行成		
		を目略りの目を記載し登埋した。 		
を 本の	 県立病院が保有する臨床検査委託に	検査については、多岐にわたるう	県立日南病	155
	関する契約情報の有効活用について	検査については、多吸にわたるフ え各病院の立地や検査内容に差異が	院	133
思兄 9-③	各県立病院で契約された検査項目	ある状況であるが、経営管理課及び	P)L	
3 9	について、同じ検査項目であっても	各県立病院と情報を共有し協議して		
	各県立病院間で契約額に開きがある			
	ことが分かる。しかし、各県立病院			
	間で臨床検査委託に関する情報交換			
	が行われておらず、県立日南病院で			
	は、各県立病院間で契約額に開きが			
	ある事実を把握していない。よっ			
	て、県は、各県立病院間における臨			
	床検査委託に関する情報を有効活用			
	し、同様の検査項目等に関する金額			
	の妥当性の検討等に資することが望			
	ましい。			

	指摘事項及び監査の意見	=# 1 % 1 +++ == 775			報告
区分	内 容	・ 講じた措置等	所	管	~-
立日国	- 南病院給食(献立作成及び食材調達等	·)業務(県立日南病院)	!		
監査の	業務の委託化に係る効果の検証につ	契約開始日である平成30年10月1	県立E	南病	15
意見	いて	日を基準として、前後1年間の収支	院		
9-4	本業務は、県立日南病院における	を比較した結果、6か月当たり約150			
	患者へ提供する給食について、病院	万円の増となった。			
	による直営から外部業者へ委託され	しかし委託後は、患者の転院・退			
	たものである。県は、本業務の検討	院先施設の栄養士に向け、当該患者			
	に当たり、6か月当たり約70万円の	の食事に関する詳細な情報提供書を			
	経費節減効果があるとしているが、	作成することが可能になるなど、退			
	県は実際にどの程度の効果があった	院後の患者フォローや施設との連携			
	のか、経費節減効果額の検証は行っ	が円滑に行えるようになった。			
	ていない。県は、本業務について、	また、栄養指導件数を増やすこと			
	経費節減効果額の検証を行うことが	で、外来化学療法患者に対する栄養			
	望ましい。なお、明らかに経費節減	指導料などの増収を見込んでおり、			
	効果がなく、むしろ経費が増大した	委託体制を継続しつつ、栄養管理業			
	ような場合は、委託の妥当性を改め	務の強化を図ることにしている。			
	て検討する必要があると考えられ	なお、定期的に経費節減効果の検			
	 S.	証等を行っていく。			

指摘事項及び監査の意見		=# 1 % 4 · 4 + 1 = 2 / 2 / 3 / 4 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5	ᇎ	報告書	
区分	内 容	・ 講じた措置等	所	管	~->
0. 県詩	養会事務局				
議員寮管	管理業務委託(総務課)	-			
指摘事	入札条件について	令和元年度の業務に係る入札で	県議:	会事務	160
項	随意契約理由に記載のとおり、本	は、指名業者の選定条件の一つであ	局	総務課	
10-①	委託業務は、指名競争入札を行うこ	る過去の同種業務の履行実績につい			
	とを予定し、平成30年3月9日に2者	て、実績の対象となる期間を過去5			
	に対し「指名競争入札通知書」を送	年間から10年間に緩和することで、			
	付したが、その後、1者が辞退した	指名業者数を見直し計3者による入			
	ため、急遽指名競争入札を中止し、	札を執行した。また、令和2年度の			
	契約者との間で地方自治法施行令第	業務に係る入札条件では、議員寮の			
	167条の2第1項第2号による随意契約	所在地である宮崎市内において、本			
	を締結したものである。一方、翌年	店のみでなく支店等を有する者まで			
	度においては、過去5年間ではなく	に緩和することで計4者による指名			
	過去10年間の間に本業務と同種の業	競争入札を執行したところである。			
	務を履行した実績のある者に条件を	今後も、入札条件については十分に			
	緩和することにより、3者による指	検討を行い、適切な業者選定に努め			
		たい。			
	上より、本来であれば、本契約にお				
	いても信頼のおける業者を選定する				
	ために、どこまで入札条件を緩和で				
	きるかを検討し、その上で競争入札				
	を実施すべきであった。				
指摘事	入札取りやめの妥当性について	本委託業務は、指名した2者のう	県議:	会事務	16
項	本委託契約は、急遽指名競争入札	ち1者が辞退したため、全庁的な取	局	総務課	
10-②	を中止し、契約者との間で地方自治	扱に準じ入札不調により中止したも			
	法施行令第167条の2第1項第2号によ	のであるが、事前に入札通知書及び			
	る随意契約を締結したものである	入札説明書において入札中止の旨を			
	が、本来であれば、入札条件に合致	明確にしていなかったため、令和2			
	する業者が1者となった場合には入	年度の業務に係る入札通知書及び入			
	札を取りやめることは、事前に指名	札説明書においては入札不調時の取			
	競争入札通知書(一般競争入札であ	扱について記載するよう改善した。			
	れば公告)及び入札説明書において				
	明確にしておくべきであった。今後				
	このような事例が生じる可能性があ				
	るなら、指名競争入札通知書(一般				
	競争入札であれば公告)及び入札説				
	明書に、入札を中止する条件を明確				
ſ	に記載する必要がある。				
	I .	I .	1		ĺ

	指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	所管	報告書
区分	内 容	- 時した泪直寸		ページ
監査の 意見 10-①	7	議員寮は、議会会期中をはじめ、年間を通して議員活動に必って議員活動に必っては、のの施設であるとは異ようで自然を図るに利用するための宿泊施設を図るとは異ようでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のであるととしており、であると考えており、であると考えており、であると考えており、一般であるととしており、であるとととしており、であるとととしており、であると、のの世代のであるとととしており、であるとととしており、であると、のであるとは、このでは、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	県議会事務 局 総務課	162
監査の 意見 10-②	て着実に減少している。利用者数減少の理由は、宮崎市内における宿泊施設の多様化(ビジネスホテル等)による相対的な利用便益の減少(議員寮には部屋にバス、トイレがな	議員寮は令和2年度までに、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づと個別施設計画(※)を策定することとなっている。計画の中では議員ための今後の方向性や方向性を踏まえとしている。計画をではできるというでは、策定した個別をできるというできる。というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	県議会事務 局 総務課	162

比協吏項及び敗太の辛日									
	豆八	指摘事項及び監査の意見	講じた措置等	所 管	報告書				
_	区分 数数	内容							
	11. 警察本部①放置車両確認事務委託(交通指導課)								
1		唯総争務安託(父週指等株/ 業者選定のための採点について	業者選定の採点誤りについては、	交通指導調	果 164				
	項	乗者選定のための採点にういて 最近1年間のトラブル対応・苦情	採点担当者が、本事業に関して受け	义世徂等記	木 104				
			たトラブルのみを評価すべき項目と						
	11-(1)	ており、直近1年間にはトラブルが	理解し、加点評価したものであるこ						
		生じていると判断できる。それにも	とが判明した。						
		かかわらず、採点においては「最近							
		1年間、トラブル・苦情が発生して	定したトラブルである旨が明示して						
		 いない場合は加点1」に該当すると	いるとはいえず、指摘のとおり、別						
		して1点の加点がされている。これ	事業のトラブルとはいえ、応札者が						
		は明らかな誤りである。採点に誤り	申告している以上厳格に評価する必						
		が生じると、業者選定の妥当性に関	要が認められ、是正すべきである。						
		して疑義を持たれかねないといえる	今回の入札については、たまたま						
		から、この点については今後より慎	1者のみの応札で、同評価による影						
		重かつ正確に行うべきである。	響はなかったものであったが、過去						
			の応札実績からも、今後複数の応札						
			者があることは容易に想定され、本						
			指摘については厳格に受け止める必						
			要がある。						
			今後は、評価項目全てにおいて厳						
			格に評価することはもとより、不明						
			点は会計課に意見を聴取するなど、						
			評価実施者のチェック機能を向上さ						
			せ、総合評価に絶対に誤りのないよ						
			う、より慎重な評価を徹底する。 						
	監査の	 入札公告ついて	入札公告の誤字等については、作	交通指導調	₹ 164				
	意見	「会社更正」との記載があり、	成時の再確認の徹底はもとより、入						
	11-①	「会社更生」の誤記である。同種の	札関係課とのより一層の連携を図						
		誤記は他の事業の契約書、仕様書等	り、誤記、法律の誤りの絶無を期						
		においても散見されることから、網	す。						
		羅的にチェックをしたうえで是正す							
		るべきである。商法381条1項との記							
		載があるが、これは現在存在しない							
		条文である。法律改正に対応したう							
		えでしかるべき修正を行うべきであ							
		3。							

		指摘事項及び監査の意見	-# LS / J# CD feb		<i>t</i> -/-	報告書
	区分	内容	・ 講じた措置等	所	官	ページ
2	仮免許事	事務委託(運転免許課) 		!		
	項	から見積書の提出を求めているが、 その際、県は見積書の日付について	各事業者に日付を入れてもらった。 場合、訂正が必要となりを行う。 あり、数回の書類のやり、事者のとりを者のいる。 担軽減のため日付を抜い出出うない。 世軽減のでするが、このものであるが県民から不正等を疑われから、 でのであるが県民から真摯に受け止め、するないと との指摘を真するより指導でいた。 との時では、変われいはは との時では、変われいはは との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。 との時では、でいまする。	運転免	許課	166
	項	廃業後の処理について 委託先のうち1者が契約期間中に 廃業し、委託業務の点に発酵のでは、多話のののでは、多話ととならいでは、多話ととならのででは、多いではないでは、ままでは、多いでは、ないでは、ないでは、ないではないではないではないではないでは、ままではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	決定したものであるが、引き継ぎを	運転免	許課	166

	指摘事項及び監査の意見	-#- 1.2 / III 577 febr		報告書
区分	内 容	・ 講じた措置等	所管	ページ
③高齢者記	- 構習及び検査委託(運転免許課)		!	
指摘事項 11-④	見積書について 本業務を実施するに際して各業者 から見積書の提出を求めているが、 その際、県は見積書の日付について 「空欄」とするよう明示的に指示を 行っているが、このような運用は相 当でない。	各事業者に日付を入れてもらった々のあることが多行うという多行のというを行っているの書類のであるとりを者のいるとりを者のいるとして、数回のたとしてももいるが、ままらとしている。とも、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは	運転免許課	167
指摘事 11-⑤		廃業した委託先が提出した、経営 譲渡に伴う契約解除の申出書をもとを 決定したものであるが、引き継ば、既定 はたものであるが、引き出している場合である。 で同業務を受託しているといと判断している場所である。 今後は、指摘のとおりていくこと を受けるを受け判断していくこと を受けるある。 今後は出を受け判断していくこと とする。	運転免許課	167

		 指摘事項及び監査の意見			報告書
	区分	内容	・ 講じた措置等	所 管	ページ
4	 運転免計	ー F証更新時講習、停止処分者・違反者i	▎ 講習、原動機付自転車講習業務(運転	└──── 免許課)	
	意見	競争性を確保するという点が課題と して挙げられる。今後もこの課題に ついて認識しながら、さらなる工夫	入札に参加するには宮崎県公安委員	運転免許課	168
	通学バス 監査の 意見	いた。入札説明会が3月22日であ	交) 令和2年度の年度前準備行為における入札については、指名通知を3月17日、入札日を3月24日と日程を早めるとともに、県内の特別支援学	日南くろしお支援学校	171
			校が令和元年度の通学バス運行業務 委託で指名した10者を抽出し、競争 性も高めた結果、複数業者が応札し た。		
	意見	入札を辞退している。指名入札の実	これまでの入札辞退届の様式を見 直し、辞退理由を記入する欄を設 け、その内容を客観的に確認できる ようにした。	日南くろしお支援学校	171